

七支刀と四世紀の倭国

2021.12.7 横浜歴史研究会 高田 茂

1 七支刀とは

① 七支刀

七支刀は奈良県天理市の石上神宮に伝えられる国宝である。まっすぐな刀身の左右に各三本の枝身を付けた特異な形状を示し、道教的信仰にちなむ呪術的な刀であるとされ、刀身の表裏に金象嵌された文字にも呪術的な意味があるとされる。石上神宮の所在する布留の地は、豪族物部氏の本拠地であり、またヤマト政権の神宮庫でもあった。七支刀銘文は 古代朝鮮と倭国との交渉を直接示す現存最古の文字資料である。

② 七支刀銘文

七支刀の銘文についての釈文は、明治期の時の大宮司菅政友による着手開始以来、数多くの学者、識者による解釈がさまざま試みられてきた。その間、献上説、下賜説、対等説が繰り広げられてきたが、1996年の村山正雄編著『石上神宮七支刀銘文図録』によるX線写真を含む精密な拡大写真の図版により、かなりの部分の解説が進み、現在では概ね下記のように釈文されている。

表—泰和四年十一月十六日丙午正陽造百鍊鐵七支刀出避百兵宜供供侯王□□□□
作

裏—先世以来未有此刀百濟王世□奇生聖音故為倭王旨造伝示後世

(木村誠 釈文)

(泰和四年十一月十六日丙午正陽にこの百鍊の七支刀を造る。出でては百兵を避ける。恭しい侯王が持つにふさわしい。

先世以来未だこのような刀はなかった。百濟王の世子奇は、聖音（道家思想では聖なる声）に生きるので、ことさらに倭王旨の為に造る。後世に伝えて欲しい）

銘文からはこの刀は369年に作成され、『日本書紀』によれば372年に倭国にもたらされたとされている。

表の釈文は、吉祥句を連ねて作成されており、特に問題はない。裏の釈文は、「先世」で始まり、「後世」で終わる文章であり、中間に位置する現世である「奇生聖音」に重要な意味が込められている。奇は当時の百濟王世子の貴須（後の近仇首王）であり、奇・貴・仇の音が類似すること、世子名を奇とすれば、倭王名旨と統一的に解釈できることから、後の近仇首王であることは疑いない。一方聖音は宗教用語であるが、仏教用語と解釈するには、百濟への仏教伝来は、近仇首王の次の枕流王元年（384年）に東晋から来た胡僧摩羅難陀が伝えたのが最初といわれており、年代的に不都合である。一方、四世紀の東晋における道教の繁栄を念頭に置くと、七

支刀を道教の儀器とし、聖音を道教の聖なる神仙のお告げと解釈すれば、銘文の背景には道教的思想があるといえる。更に古代朝鮮の史書『三国史記』卷二十四・百濟本紀二・近仇首王紀冒頭の王の即位紀の中に、太子が敵国高句麗を追撃した時に、將軍幕古解の進言を受け入れて軍を引き返した段に、下記のように記載。

「嘗聞道家之言『知足不辱、知止不殆』今所得多牟。何必求多」

(かって道家の言葉を聞いたことがある。足ることを知れば辱められず、止まることを知れば危からず。今、得るところ多し、なんぞ多くを求めるのか。)

と諫められるが、この言葉は『老子』第四十四章の一節である。

名与身孰親。身与貨孰多。得与亡孰病。是故甚愛必大費、多藏必厚亡。

知足不辱、知止不殆、可以長久。

(地位と生命とは、どちらが大切か。生命と財貨とは、どちらがありがたいか。名利を得ると生命を失うとはどちらが苦痛か。地位への執着が過ぎれば、消耗することもひどく、財貨の蓄積が過ぎれば、亡失の度合いも大きい。控え目にていれば、恥を受けることはない。限度を心得ていれば、危険はない。身はいつまでも安泰だ。)

上記からは、老子に代表される道家思想が、百濟の支配層に受け入れられていた状況がうかがえる。こうしたことから、奇生聖音であらわされる七支刀制作の契機は、百濟王世子奇が道家思想に傾倒しており、その思想を倭国にも伝えたいとの意思があったと思われる。

③ 百濟をとりまく東アジア世界

この時代、高句麗は隣国である前燕及び前秦の攻撃を受け、南方の韓諸国への侵攻に活路を見出していた。建国間もない百濟としては、高句麗の攻撃を防ぐことが緊急課題であり、南方の倭国に軍事援助を求めたものである。一方、倭国は百濟の先進文化を求めていた。両国は、先進文化と軍事援助という「互酬」の関係を築き、それは盟約による外交としてとらえられる。七支刀は、盟約を記念して製作されたものであり、外交的文章としても位置付けられる。

④ 銘文の更なる問題点

裏の銘文の中の世□については、解読不能である。通常は「世子」と解釈するが、他に「世世」と解釈する方も少なからずいる。この解釈であれば、百濟王と倭王は同格でありつり合いがとれている。しかしながら、多くの学者の釈文においては対等関係のうえで、贈与主体が百濟王近肖古ではなく、実力者であるとはいえた太子の近仇首であり、又、表の銘文に常套的な吉祥句であるとはいえた、国王より一段下の「侯王」の文字が使用されていることからすると、百濟側が倭王に対して一段上に立とうとする外交的意図も見受けられるとする見解が多い。この解釈に対して、発表者は下記のように考える。建国間もない百濟にとって、高句麗の攻撃はまさに国の存亡をかけた危機的な状況であり、先進文化をもつ百濟とはいえた、国書ともい

える七支刀銘文に贈与主が太子、受領者が倭王では対等関係とは言えず、不適切とのそしりを免れない。では何故このような不適切な称号を用いたのか。考えられる唯一の解釈は、百濟で指導的地位にあった中国系知識人達の間での儒教的精神即ち男尊女卑の思想が、百濟王朝内でも常識として流布されていたのではないか。そのような風潮が、自然に銘文の中に持ち込まれたのではないか。即ち当時の倭王は、「旨」という中国文字一字であらわされる、日本書紀には載っていない女王ではなかつたかとの疑問が生じる。今後の課題である。

2 倭国の四世紀

① 文献史料

『古事記』『日本書紀』は、八世紀における律令国家が天皇制支配の正統性の根拠を歴史的に示す必要性から編纂された書物であり、後世の編纂史料である事を考慮するならば、その取扱いには十分な注意が必要である。七支刀銘文、好太王碑文などの同時代史料をこそ重視し、より深く探求する必要がある。『魏志』倭人伝には三世紀、『宋書』倭国伝には五世紀の倭国の記事が記載されているものの、四世紀については中国の南北分裂期による正史の欠落により、倭国の状況を記述する中国側史料はない。倭国の四世紀の解明には、『日本書紀』以外の諸史料も検討する必要がある。この為には、東アジアの視点も重要である。

韓国の歴史書『三国史記』によれば、369年高句麗故国原王と百済の太子仇首の両軍が激戦、371年再戦して高句麗王は戦死し、勝利を収めた百済が漢山に遷都した。372年百済は戦勝の余勢をかけて東晋に入朝し、国交を樹立する。やがて百済は倭とも連携し、東アジア世界での国際秩序の一方を形成する。この戦争に倭が百済に荷担した意味は大きく、倭王権の確立にとっても重要な意義があった。それは参戦にあたり、列島各地の首長層と配下の兵士の動員により、統一的な軍事、外交、交易権の掌握を可能にし、倭国として初めての国際政治への参加が、東晋—百済—倭という国際秩序を構築し、この選択が倭王権のその後の路線にも受け継がれたからである。高句麗好太王碑文には、倭が百済の主導権の下に共同歩調をとつて、高句麗と争った経緯が残されている。

数少ない国内史料から四世紀を検討すると、『日本書紀』には、はつくにしらすすめらみこととして、神武天皇（始駆天下之天皇）と、崇神天皇（御肇國天皇）の両者が記載されているが、天下は国よりも後になって出てくる概念である。これは、『日本書紀』編者の人為的行為であることを示唆している。更に、『常陸國風土記』香島郡条に「初国知らしし美麻貴の天皇」とみえ、奈良時代の地方でも、崇神天皇（みまきいりひこいにえのすめらみこと）は 上記「初代の国を支配した天皇」と理解されている。今のところ、ヤマト政権の成立時期を現わす確実な証拠はない。

考古学史料からは、行燈山古墳（崇神陵）の築造年代から考えると、ヤマト政権は四世紀前半ころには成立していたことになる。

② 考古学史料

上記のように、文献史料だけでは四世紀の倭国については判然としない状況である。そこで更なる究明の為には、古墳を中心とする考古学史料が必要となる。時代区分からは、三世紀の半ばから六世紀の末迄の約350年間は、古墳時代と言われている。その中で、四世紀は古墳時代の前期としてとらえられる。又倭国においては古墳の諸要素のなかでも墳丘の大きさの意義が非常に大きかった。社会制度の形成過程にあっては、視覚的要素によって区別を表示することが重要であった為と考えられる。

古墳の出現については、弥生時代の周溝をもつ方形ないし円形の墳丘墓を祖形として、弥生時代末期には山陰地方の四隅突出墓、吉備地方の双方中円墳等、地方ごとに独自の特色ある墳丘墓がみられる。前方後円墳は、円形周溝墓突出部の通路部分が前方部となり、列石が葺石となり、特殊器台が埴輪となることで定式化への歩みを始めた。墳丘墓から古墳への移行を代表するものは、三世紀中葉造営とされる奈良県桜井市の箸墓古墳であり、初めて造営された定式化した前方後円墳である。箸墓古墳には、吉備の楯築墳丘墓に使用されている特殊壺、特殊器台が祀られており、建築にあたっては、吉備の首長の全面協力と、各地の首長層の同意があつて、前方後円墳秩序の創設がなされたものと考えられる。この体制は、朝鮮半島からの先進物資の共同入手と、倭国内の安全保障を確保する為に、古墳の墳形によって各首長の出自や格式を、規模によってその実力を示し、相互に承認し共存するシステムであった。

出現期古墳の中で他と隔絶して大きな規模をもつ箸墓古墳は、畿内の大和にあり、このような古墳は大和以外にはみられない。こうした分布のあり方は、古墳の出現の前提となった広域の政治連合が、畿内の大和を中心に形成されていたことを物語る。西日本の各地では箸墓古墳を基準として、より規模の小さな前方後円墳の造営が図られた。一方、この時期の東日本においては、前方後方墳の存在が顕著である。奈良盆地東南部の古墳群は、箸墓→西殿塚→外山茶臼山→メスリ山→行燈山・渋谷向山の順に、三世紀中葉から四世紀中葉までの百年に近い期間に及ぶ。これら初期ヤマト政権の古墳の石室構造、埋葬品等から判断すると、政権の性格は中期以降の男系世襲制などと違い、女系、双系が混在する段階であった。前期では、大和で最大の古墳は渋谷向山（310m）であるが、畿内以外では東日本に大規模古墳が多い。群馬県高崎市浅間山（173m）、同太田市宝泉茶臼山（165m）。西日本では、岡山市神宮寺山（150m）、宮崎市生目3号（140m）。美濃・尾張地域や北部九州には大きな古墳はみられない。古墳時代前期の段階では、弥生時代に繁栄

していた北部九州や尾張地域への警戒感がみられる。前期後半からは、奈良盆地北部の佐紀丘陵に大規模な前方後円墳が数多くみられる。五社神（276m）、佐紀石塚山（220m）、佐紀陵山（210m）、宝来山（227m）がみられる。前期末期には、佐紀古墳群に営まれていたヤマト政権の王墓は、古市古墳群あるいは百舌鳥古墳群へ移動する。早い時期の古墳として、四世紀後半の津堂城山（208m）が目につく。このように四世紀から五世紀初めにかけて、ヤマト政権の盟主の地位が、大和から河内に移動した可能性が大きい。四世紀後半の朝鮮半島の情勢悪化に關係してヤマト政権内部では、邪馬台国以来の宗教的、呪術的權威に依存する奈良盆地の旧勢力では対処が困難となり、ヤマト政権内部で早くから外交や交易を担当していたであろう河内や葛城の勢力が、次第に大きな役割を果たすようになった。これは大和・河内連合の内部における盟主権の移動であった。四世紀後半から末葉にかけて、各地の古墳から発見される革綴短甲の型式の統一化や、好太王碑からうかがえる倭国内の軍事的結集、軍事支配権の確立の様子からは、ヤマト政権内での盟主権の移動にあわせて東日本への影響力の強化が図られた。更に、それまでの祭祀的共同体から軍事的連合への性格変化がみられる。ただ、この政権の基盤は必ずしも万全ではなく、五世紀初めの百舌鳥古墳群の上石津ミサンザイ（365m）と吉備の造山（360m）は同規模であり、この段階ではヤマトの王と吉備の大首長は、まさに同盟者といえる関係であった。又、上毛野では、前期末葉になると前述のように大きな古墳が営まれる。ここでもヤマトの王との関係は、服属する地方首長というよりは、同盟者という立場である。畿内においても葛城地域では、前期後半には、広陵町巣山（204m）、大和高田市築山（210m）が営まれる。このように、四世紀末葉から五世紀前半にかけ大阪平野に基盤を置くヤマト政権は、畿内では葛城の、畿内以外では吉備や上毛野、更には日向や丹後、紀伊、和泉南部などの地方政権の協力を得て、激動の國際情勢に対応しようとした。その為、各地域の首長をヤマト政権の同盟者として遇す、いわば首長連合政権であった。

上記のような考古学史料の視点から判明することは、四世紀と思われるヤマト政権の発祥段階では、畿内地域の優越性を認めつつも、各地の首長層との格差は大きくなく、武力というよりも祭祀を通じた関係を築くことにより、安定した政治権力を志向していたと思われる。この段階でのヤマト政権の地方支配は、首長層を通じての共同体単位での支配であり、首長層の在地支配は温存されていたと判断する。この時代の各地での前方後円墳の造営は、ヤマト政権の權威造りでもあり、そこでのヤマト政権による古墳祭祀の承認とは、各地の共同体の存続に不可欠な古墳祭祀挙行の任許可権と、規模や内容の決定権を握ったことである。

七支刀が倭国にもたらされた四世紀後半の371年前後は、古墳から出土した長刀や短甲の武装品からは、このころ大きな技術革新が行われ、ヤマト政権の拡充が

図られた時期と思われる。百濟、伽耶からの先進技術の導入と渡来人の増加は、五世紀以降のヤマト政権の進展に重要な契機となった。

3 まとめ

これまで述べてきたように、倭国の四世紀を解明する為には、金石文を含む文字史料だけでは、限界にきている。その為考古学的見地からの研究の進展が期待される訳である。ところが、全国に240基ある天皇陵を含む陵墓古墳（宮内庁が管理している陵・墓）及び46か所ある陵墓参考地については、長年にわたる研究者からの強い要請にもかかわらず、所管官庁である宮内庁は、「陵墓の静安と尊厳」を理由に立ち入りを拒否し続けてきた。近時、災害等の修繕工事時に研究者を受け入れ、少人数の立ち入りが許可されるようになったが（限定公開）、それさえ墳丘最下段上面の巡回路、外堤、周濠のみであり、墳丘への立ち入りは許可されていない。宮内庁にも少数の研究者はいるものの、全国の陵墓古墳、陵墓参考地をカバーしきれていない。せいぜい改修時の調査記録が「書陵部紀要」に公開されるのみである。諸外国をみれば、エジプトのピラミッド、中国の秦の始皇帝陵は、外国人でさえ受け入れている。国民の財産ともいるべき古墳についての研究は、わが国の起源を知ることでもあり、陵墓古墳、陵墓参考地を宮内庁の独占とすべきでなく、広く国民に公開していかなければならない。民主主義の時代にあるまじきこのような状況を、市民一人一人が、強い意識をもって変えていく必要があると考える。

参考文献

『天皇陵の解明』	今井堯	新泉社
『倭国史の展開と東アジア』	鈴木靖民	岩波書店
『古代朝鮮の国家と社会』	木村誠	吉川弘文館
『古墳とヤマト政権』	白石太一郎	文春新書
『古代を考える 日本と朝鮮』	武田幸男編	吉川弘文館
『七支刀の謎を解く』	吉田晶	新日本出版社
『前方後円墳の起源を考える』	近藤義郎	青木書店
『邪馬台国から大和の政権へ』	福永伸哉	大阪大学出版会
『邪馬台国と地域王国』	門脇禎二	吉川弘文館
『古墳時代の政治と社会』	土生田純之	吉川弘文館
『ヤマト王権』	吉村武彦	岩波新書
『日本の古代国家』	石母田正	岩波書店
『老子』	楠山春樹	集英社